

参考資料

- 1．消費者団体訴訟制度検討委員会ヒアリングの概要
- 2．消費者団体訴訟制度海外調査報告書の概要

(参考資料1)

消費者団体訴訟制度検討委員会 ヒアリングの概要

平成16年8月
内閣府国民生活局

0. ヒアリング参加団体

(1) 第2回検討委員会(7月2日開催)

国民生活センター

消費者団体訴訟制度を考える連絡会議(以下「連絡会議」という。)

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)

(2) 第3回検討委員会(7月20日開催)

日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)

中小企業団体(全国商工会連合会・日本商工会議所・全国中小企業団体中央会・全国商店街振興組合連合会)

消費者団体(全国消費者団体連絡会・全国消費生活相談員協会)

1. これまでの消費者活動の経緯・内容

(特に、消費者契約に係る消費者トラブルへの取組について)

消費者団体は、主として、消費者相談の実施、事業者に対する申し入れ活動、消費者の訴訟の支援等を通じて消費者トラブルの解決を図っている。

【連絡会議・消費者団体】

日本弁護士連合会は、消費者被害の予防・救済や、消費者保護のための諸課題に関して情報収集・調査・研究等を行うとともに、政策提言等も実施。

【日弁連】

2. 消費者団体訴訟制度に対する基本的な考え方

(1) 消費者団体訴訟制度の意義・必要性

消費者個人による問題解決や、消費者団体による事業者への申し入れ活動等には限界があり、消費者団体訴訟制度は必要。

【連絡会議・日弁連・消費者団体】

消費者と事業者の公正な取引を推進できるという意味において、消費者団体訴訟制度には意義がある。

【中小企業団体】

不当条項や不当勧誘行為の排除にあたっては、消費者団体訴訟よりも、行政による勧告、指導、処分等によるほうが効果的な局面もあるのではないかと。

また、悪質業者・悪徳商法等に対しては、時間のかかる民事訴訟ではなく、

刑事対応がされるべき。

【経団連】

(2) 訴権の内容についてどのようにすべきか。

不当契約条項、不当勧誘行為の差止請求を訴権の内容とすべき。

【連絡会議・日弁連・中小企業団体・消費者団体】

不当な表示や広告も、差止の対象とすべき。

【日弁連・消費者団体】

損害賠償請求についても、訴権の内容とすべき。

【連絡会議・日弁連・消費者団体】

損害賠償請求については、拙速な結論を出すべきではなく、今後の検討とすべき。

【中小企業団体】

(3) 消費者団体訴訟制度の担い手となる消費者団体の要件は何か。それをどのように判断すべきか。

団体の目的、活動実績・内容等を踏まえ、適正な訴訟の追行が可能なこと。

【連絡会議・日弁連・経団連・中小企業団体・消費者団体】

営利を目的としない団体であること。

【日弁連・経団連・中小企業団体】

団体の構成員数等から判断される、適正な規模を有すること。

【日弁連・中小企業団体・消費者団体】

適正な規模としては、構成員の総数を100人以上とすること。

【日弁連】

法人格を有すること。

【中小企業団体】

内閣府その他に登録制度を設けるとともに、最終的な要件の充足の判断については裁判所による個別審査によること。

【日弁連・消費者団体】

内閣府等による登録又は認可制度を整え、一定期間毎にその適格性を審査するために更新を要すること。

【中小企業団体】

(4) 消費者団体訴訟制度が有効に機能するためには、どのような方策が必要か。

受け皿消費者団体に対する、情報・資金等の面における行政等からの支援。

【連絡会議・日弁連・消費者団体】

消費者団体訴訟に関する判決、登録された消費者団体等の情報開示。
【連絡会議・日弁連・中小企業団体・消費者団体】

判決の実効性確保のための刑事罰の活用。
【日弁連・消費者団体】

消費者団体と事業者の事前交渉が可能となるような環境の整備、中小企業に対する経過措置。
【中小企業団体】

(5) 消費者団体訴訟制度の導入について懸念される問題点は何か。

消費者と消費者団体との間の利益や権利の関係、消費者団体の適格性及びその検証方法、訴訟に馴染む事案の整理、民事訴訟以外の対応（刑事・行政）との関係等を勘案し、消費者団体訴訟制度の実効性・妥当性を検討しなければ、制度運用上、混乱を生じかねない。
【経団連】

反社会的集団による企業恐喝的な訴訟、競争事業者による悪用、消費者被害の救済とは関係のない企業攻撃、マスコミ向けPR活動や示談金和解金の窃取を実質的な目的とする訴訟等、濫訴の懸念がある。
【経団連・中小企業団体】

訴訟自体により、事業者の自由な事業活動の制限となったり、風評被害が発生するおそれがある。
【中小企業団体】

3. 消費者団体訴訟制度の担い手としての今後の取組方針等

消費者団体訴訟制度に対する政策提言活動・担い手団体の活動支援。
【連絡会議】

消費者のネットワークづくり・新消費者組織づくり・消費者相談の拡充・ADR認証機関となることの検討。
【消費者団体】

4. その他

消費者トラブルの現状、消費者契約における相談事例及び消費者トラブルに対する対応方法について、説明あり。
【国民生活センター】

(注) 本概要は、消費者団体訴訟制度検討委員会において実施されたヒアリングの内容を内閣府国民生活局が要約したもの。

以上

消費者団体訴訟制度海外調査報告書の概要について

平成 16 年 8 月
国民生活局

調査の目的

消費者団体訴訟制度については、司法制度改革推進計画(平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)において団体訴権を検討することとされているほか、平成 15 年 7 月の第 35 回消費者保護会議においても、消費者団体訴訟制度について、不当条項の使用等に差止制度の導入を検討することが決定された。

消費者団体訴訟制度については、既にヨーロッパ諸国をはじめ、諸外国で制度を導入している例も多く、同制度を導入した経緯、法的根拠、制度の運用実態等について詳細に調査を行うことは、我が国における制度設計のあり方を考える上で、極めて重要である。

内閣府国民生活局では、以上の問題意識に基づき、(株)UFJ総合研究所を調査請負先として、諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査を行った(調査期間:平成 15 年 9 月~16 年 3 月)。具体的には、本調査では、ヨーロッパ諸国(ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、イタリア)における消費者団体訴訟制度について、制度の仕組みや活用実態、運用上の問題点等を整理することとした。本資料は、その結果の概要をとりまとめたものである。

主な調査項目・調査方法

(1) ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、イタリア

消費者団体訴訟制度の内容、制度導入の根拠、制度の活用実態、問題点、主な適格団体の実態について、文献調査、有識者へのヒアリング、海外実地調査を行った。

(2) EU

EU 域内の消費者団体訴訟制度導入の状況、EU への登録消費者団体の状況、団体訴権に関連する EU 指令起草時の法的理論の整理について、文献調査、有識者へのヒアリング、海外実地調査を行った。

EU

差止訴権の根拠	<p>【消費者契約における不公正条項に関する指令(93/13/EEC、93年指令)】</p> <p>【消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令(98/27/EC、98年指令)】</p>
請求主体	<p>【93年指令】</p> <p>加盟国の国内法上、消費者保護について正当な利益を有する人または団体(7条2項)</p> <p>【98年指令】</p> <p>加盟国の法律に従って適法に設立され、かつ第1条(指令の目的)の規定が確実に遵守されるか否かに正当な利害関係を有する機関または組織(3条)</p>
適格団体の要件、登録・認定制度の有無(制度の内容)	<p>【93年指令】</p> <p>各国国内法に従う(7条)。</p> <p>【98年指令】</p> <p>国内法によって規定される基準に従って第1条に規定の利益を保護することを目的とする組織(3条)</p> <p>国際間団体訴訟の際に、各加盟国が団体の訴権の有無を判断するための証拠とするため、訴権を有する団体の名簿を作成する(4条3項)。</p>
訴権の内容	<p>【93年指令】</p> <p>消費者契約における不公正な条項が継続して使用されることを阻止するための適切かつ効果的な手段(7条1項)</p> <p>これには、少なくとも、国内法上、消費者保護について正当な利益を有する人または団体が、裁判所または権限ある行政庁において、一般的に使用するために起草された契約条項が不公正であるか否かの判定を求めることが含まれていなければならない。(7条2項)</p> <p>【98年指令】</p> <p>違反行為の停止または禁止を要求する命令(2条1項(a))。違反行為とは、以下に掲げる指令を国内法化した規定に反する行為で、消費者の集団的利益を損なうもの(1条2項)。</p> <p>比較広告を含む欺瞞的広告に関する指令(85/450/EEC) 訪問販売に関する指令(85/577/EEC) 消費者金融に関する指令(85/577/EEC) たばこ等についてのテレビ広告の禁止・制限に関する指令(89/552/EEC) パック旅行に関する指令(90/314/EEC) 人に使用する医薬品広告に関する指令(92/28/EEC) 消費者契約における不公正条項に関する指令(93/13/EEC) 期間限定の不動産利用権に関する指令(94/47/EC) 通信販売に関する指令(97/7/EC) 消費動産などに関する指令(99/44/EC) 電子商取引に関する指令(2000/31/EC) 通信による消費者金融</p>
損害賠償請求	両指令とも特に規定なし。
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	国内法の規定に従う。両指令とも特に規定なし。
実効化に資する制度	<p>【93年指令】</p> <p>特に規定なし</p> <p>【98年指令】</p> <p>判決の公表制度、間接強制制度の導入を求めている(2条1項(b)(c))</p>
消費者団体への支援	両指令とも特に規定なし
警告・事前交渉・仮処分可否、要件	98年指令においては、各国で事前交渉の義務づけを導入することを認めている(5条1項)。仮処分については、両規定とも規定なし。

ドイツ

差止訴権の根拠法	<p>【差止訴訟法(2001年11月公布)】1条、2条、3条、4条</p> <p>【不正競争防止法(1909年制定、1965年改正、2004年改正)】8条1項</p> <p>【ドイツ民法】305条～310条(旧約款規制法の実体法部分)</p>
請求主体	消費者団体、事業者団体、商工会議所、手工業会議所、事業者(不正競争防止法のみ)
差止訴権の内容	<p>【差止訴訟法】</p> <p>不当約款条項の使用の差し止め、推奨の差し止め、推奨の撤回、の各請求(1条)。</p> <p>消費者保護法規違反行為に対する差止請求権(2条)</p> <p>時効は民法の一般規定による。不当条項の差止については時効の規定は無い。</p> <p>【不正競争防止法】:不正競争行為の差止請求(3、4、5、6、7条)。</p>
損害賠償訴権の内容	<p>【法律相談法】:消費者個人の損害賠償請求権の譲渡を受けて、消費者団体が行使することが可能。(賠償金の分配も事前の契約による)</p> <p>【不正競争防止法】:利益剥奪請求権(不当利得を国庫に納付させる請求権)</p>
適格団体の要件、登録・認定制度の有無(制度の内容)	<p>【差止訴訟法】</p> <p>適格団体の要件:連邦管理庁のリストに登録された団体、EUのリストに記載された団体(4条)</p> <p>登録要件:</p> <p>啓発と相談による消費者利益の擁護(営業かつ一時的なものでない)を定款上の任務とする、法人格を有する団体。</p> <p>構成員としてその任務の領域で活動している団体が75人以上の自然人を擁すること。</p> <p>1年以上の存続期間と適切な任務遂行保証。</p> <p>(ただし、公的資金援助を受けている消費者団体は以上の要件を充足するものとする。)</p> <p>【不正競争防止法】</p> <p>適格団体の要件:差止訴訟法4条にいう特定団体リスト、EUリストに記載された団体(8条3項3号)</p>
登録制度の運用実態	<p>・連邦管理庁が申請書類に基づき審査(約1ヶ月間)。審査結果については行政裁判所に不服申立ができる。登録の有効期間はないが、毎年見直しを行う。</p> <p>・取消制度あり。現在69団体が登録されている。</p>
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	<p>・判決の効果は民訴法の原則に従い(差止訴訟法5条)、訴訟当事者限り。例外として、不当条項の差止判決について援用制度がある(差止訴訟法11条)。</p> <p>・二重提訴は理論的には可能。判決違反に対しては行政裁判所に対し行政罰を申立て可能。判決内容への違反の有無は核心理論により判断される。</p>
実効化に資する制度	訴額引下げ制度(不正競争防止法12条4項、差止訴訟法5条)、判決公表制度(不正競争防止法12条3項、差止訴訟法7条)
濫訴の防止	濫訴の禁止規定有り(差止訴訟法2条3項、不正競争防止法8条4項)
適格団体への支援	VZBVその他の消費者団体へ活動資金としての補助金、特定プロジェクトへの補助金を支出。2003年のVZBVへの支給額は870万ユーロ。
警告・事前交渉・仮処分・の可否、要件	<p>・消費者団体が問題の企業や団体に当該約款の使用・推奨、不正競争行為その他の消費者保護法規違反慣行をやめるように警告し、企業・団体が警告に従う場合には、違反したならば違約金を支払う旨の意思表示付きの不使用約束を取り付け、警告に従わない場合には裁判手続きに訴える(事前交渉可、仮処分可)。</p> <p>・不正競争防止法に基づく差止請求については、訴訟提起前の調停手続をとることを一定の義務化がなされている(不正競争防止法15条10項)。</p>
訴訟の件数等	<p>・基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行っている。地方団体が行う例は少ない。ほとんどが交渉で解決し、訴訟に至るのは1～2割である。</p> <p>・VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。</p>

フランス

差止訴権の根拠法	消費法典(1993年制定)
請求主体	消費者団体
差止訴権の内容	<p>[民事訴権](L421-2条)刑罰の課される消費者保護法規に違反する行為・デクレで禁止された違法条項の差止請求。</p> <p>[不正行為差止訴権](L421-6条)98年EU指令で指定された指令を国内法化した法規に違反する行為についての差止請求、不当条項の削除請求。</p> <p>[訴訟参加](L421-7条)刑罰の科されない消費者保護法規に違反する行為について、先行する消費者個人の訴訟に参加して行う差止請求。</p>
損害賠償訴権の内容	<p>[民事訴権](L421-2条) 刑罰の課される消費者保護法規に違反する行為・デクレで禁止された違法条項使用に対する損害賠償請求。</p> <p>この損害賠償は、消費者個人に発生した損害ではなく、消費者集団に対する損害を消費者団体固有の損害賠償として請求するもの。</p> <p>[不正行為差止訴権](L421-6条) 条文上は明記されていないが、判例により民事訴権と同様の損害賠償請求が認められている。</p> <p>[共同代理訴権](L422-1条) 2人以上の消費者個人より委任を受けて、消費者団体が消費者個人の損害賠償を代理して請求。全国レベルの団体のみ可能。</p>
適格団体の要件、登録・認定制度の有無(制度の内容)	<p>適格団体の要件： 消費者保護担当大臣・法務大臣の共同によるアレテ(命令)により認可された団体。地方レベルの団体の認可については、当該団体の主たる事務所の所在地の県知事のアレテにより認可される。家族社会扶助法に基づく団体(UNAF等)は認可免除。</p> <p>認可要件： <ul style="list-style-type: none"> 社団として適法に届け出られていること。 定款の目的に消費者利益保護を掲げていること。(以上、L421-1条) 事業活動からの独立。(消費者生協を除く、L412-1条) 消費者代表性を有すること。(L411-1条)(具体的には以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> 1年以上の存続期間。 消費者利益保護のための活動実績(情報収集・公表、窓口業務の実行など)を有すること。 (ア)全国レベルの団体は少なくとも1万人の個別会員を有すること。(イ)地方、県または州レベルの団体は、活動の属地的枠組みに鑑み十分な数の個別会員を有すること(以上、1988/5/6デクレ)。 * 団体が連盟・連合構造の場合は、構成団体全ての会員数を考慮。 </p>
認可制度の運用実態	<p>全国レベルの認可についてはDGCCRF及び法務省が、地方レベルの認可については県知事及び検事局が審査を行なう。審査は申請書に基づく書類審査と行政による実地調査による。6ヶ月以内に判断がなされない場合は認可されたとみなされる。認可拒否に対しては、行政裁判所に不服申立可能。認証の有効期間は5年間。取消制度あり。現在、全国レベルで18団体、地方レベルで824団体が認証されている。</p>
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	<p>判決効の及ぶ範囲は原則として当事者限り。二重提訴は差止請求・損害賠償請求ともに可能で、実際に事例もある。判決違反に対しては罰金強制の申立てが可能。</p>
実効化に資する制度	<p>間接強制、判決の公表(L421-9条)</p>
濫訴の防止	<p>検事による公訴が先行しない民事訴権の提訴にあたっては、供託金が必要。共同代理訴訟における委任の募集の禁止(L422-1条)。その他、不法行為一般法理により損害賠償請求を受けうる。</p>
消費者団体への支援	<p>補助金制度あり。認可を受けた消費者団体に限られない。UFC等の大規模団体では、団体の運営に関する補助金の貢献度は低い(5~30%)。小規模団体については、活動維持に不可欠とされている。</p>
警告・事前交渉・仮処分可否、要件	<p>特に制限されない。警告・事前交渉を行うのが通常。仮処分については、レフェレ(急速審理)という一般的制度がある。</p>
訴訟の件数等	<p>UFC・CLCVあたりの消費者団体が積極的に訴権を行使している。ただし、訴訟に発展するのは交渉案件の1~2割程度である。</p> <p>[UFC] 平均して約100件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年5~6件。</p> <p>[CLCV] 調査時で約30件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年数件。</p>

イギリス

差止訴権の根拠法	<p>[1999年消費者契約における不正条項規則(1999年)]</p> <p>[Enterprise Act2002(2003年6月施行)] Part 1 Super-complaints Part 8 the Stop Now Orders Regulations 2001の置き換え、改正</p>
請求主体	<p>[不正条項規則]</p> <p>同規則の付属書に記載された組織(公的機関、準公的機関、消費者団体 ただし消費者協会のみ)</p> <p>[Enterprise Act 2002 Part 8]</p> <p>特に指定された組織の他(公正取引庁等)客観的要件に適合する団体で国務大臣が指定する組織(公的機関、準公的機関、消費者団体等)</p> <p>[EnterpriseAct2002 Part1(Super-complaints)]</p> <p>客観的要件に適合する団体で国務大臣が指定する組織(公的機関、準公的機関、消費者団体等)</p>
差止訴権の内容	<p>[不正条項規則]不正条項の使用の差止請求</p> <p>[Enterprise Act2002 Part 8]消費者保護法規違反行為(国内法、EU法)の差止請求(不正条項規則違反も含まれる)</p> <p>[EnterpriseAct2002 Part1(Super-complaints)]OFTに対し、消費者の利益を害する市場の問題につき、対応を求める権利(OFTに90日以内の応答義務あり)</p>
損害賠償訴権の内容	<p>[Enterprise Act2002 Part2]競争法違反につき、消費者団体が2人以上の消費者個人より委任を受け、損害賠償請求権を行使することが可能(19条以下)。</p>
適格団体の要件、登録・認定制度の有無(制度の内容)	<p>[不正条項規則]</p> <p>適格団体の要件:不正条項規則の付属書に記載された団体 消費者団体では消費者協会(CA)のみ。記載には規則改正が必要。別表掲載の基準は内部的に定められている。</p> <p>[Enterprise Act 2002 Part 8]</p> <p>適格団体の要件:</p> <p>(1)国務大臣が命令で示す以下の基準に適合する団体で国務大臣が指定する団体。 消費者の集团的利益の擁護を目的の一つとしていること(213(2)条)</p> <p>(以下、命令に規定)</p> <p>申請者が、独立、公平、完全なる清廉性をもって行動することが期待される程度に組織され、運営され、管理されていること、また、内部の利害対立を適切に処理しうる確立した手続を有していること</p> <p>申請者が、国内違反及び共同体違反に関わる消費者の集团的利益を促進し又は保護するための経験、適性、専門的知識を証明したこと</p> <p>申請者が、高水準の清廉性と消費者に関わる事業活動の公平な運営の促進によって、消費者の集团的利益を保護する能力を証明したこと</p> <p>申請者が、指定を求める違反の種類に関して、違反を調査し、Enterprise Act 2002のPart8に規定された法執行手続を実行できる能力を有していること</p> <p>申請者が、法執行において、最善の慣行に従う用意と意思を有していること</p> <p>申請者が、公正取引庁及びその他の一般的執行者、指定執行者、共同体執行者、及び国内違反ないし共同体違反を構成する行為ないし懈怠に関する問題につき規制を行う責任がある者と、情報の共有などの協力を行う用意と意思を有していること</p> <p>法人格や団体の構成員の規模や財政的要件について要求はされていないが、実質的に考慮される。生協は消費者団体とはみなされない。</p> <p>(2)EUのリストに掲載された団体</p>
指定制度の運用実態	<p>国務大臣が申請書等に基づき審査を行なう(審査の期限は無いが、時間がかかるとの意見あり)。指定の有効期間はなく、適宜見直しを行なう。取消制度あり。</p> <p>現在、不正条項規則において1団体(CA)が指定され、EnterpriseAct2002 Part8については指定団体はない(但しCAなど3団体が現在申請中)。</p>
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	<p>[不正条項規則] 推奨約款等につき一定の第三者効あり(12条4項)</p> <p>[Enterprise Act 2002 Part 8]企業グループや法人代表者等につき、一定の第三者効あり(222・223条)。 二重提訴は理論上可能だが、公正取引庁との提訴前協議を義務づけており、事実上不可能。</p>
実効化に資する制度	<p>公正取引庁による事前協議制度、判決の公表制度</p>
濫訴の防止	<p>公正取引庁による事前協議制度、適格団体指定制度</p>
消費者団体への支援	<p>準公的団体であるNCC、スコットランド・ウェールズのConsumer Council、Citizens Adviceにのみ支給。CAは補助金を受けていない。特定プロジェクトへの支援は可能だが、支給例無し。</p>
警告・事前交渉・仮処分可否、要件	<p>Enterprise Act 2002,Part8に基づく訴えを提起する前には、事業者との交渉が義務づけられている。公正取引庁は、訴訟提起よりも、訴訟外での解決(和解、ADR等)を推奨している。仮処分(interim order)は可能。</p>
訴訟の件数等	<p>消費者協会(CA)が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。</p>

オランダ

差止訴権の根拠法	新民法典(1992年施行)
請求主体	消費者団体、事業者団体その他あらゆる団体
訴権の内容	【民法3編305条】 定款によってその利益の促進が目的として定められている場合、他者の持つ同種の利益の保護のため、あらゆる消費者保護法規違反に対して、訴え提起が可能。 【民法6編240条】 民法3編305条の特則。不当約款条項の不当宣言、使用・促進の差止請求、使用推奨の撤回請求等
損害賠償請求訴権	民法3編305条3項は、団体による独自の金銭損害賠償の請求を否定。しかし、団体が消費者個人から委任を受けて損害賠償請求を行うことは可能。 現在、アメリカのクラスアクションに似た制度の導入が検討されている。
適格団体の要件	【民法3編305条】 完全な権利能力を持つ財団あるいは社団法人。登録や認可等は不要。オランダ国外の組織については、EUのリストに掲載されていれば、提訴資格を持つ。 【民法6編240条】 職業・事業用でない物品・役務の最終消費者の利益擁護を目的とする完全権利能力法人。登録や認可等は不要。
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	【民法3編305条】 判決効は、訴訟当事者限りに及ぶ。ただし、判決の効力が第三者に及びうるような場合には、その第三者は判決内容に異議を主張しうる。二重提訴は可能。 【民法6編240条】 判決効は訴訟当事者限りに及ぶ。なお、不当約款使用に対する差止判決に対しては、援用制度がある(6編243条)。
実効化に資する制度	判決公表制度(3編305a条3項、6編241条3項c)。判決違反に対する強制執行手段として、営業停止命令あり。
濫訴の防止	訴訟提起前の事前交渉義務づけ制度あり(3編305a条2項、6編240条4項)。
消費者団体への支援	補助金制度があったが、90年代後半以降、支出削減の余波で打ち切られた。
警告・事前交渉・仮処分・事前交渉の可否、要件	3編305条2項は、団体訴訟の提起前に相手方と十分な交渉をすることを義務づけている。約款使用差止についても、団体訴訟を提起する前に、業者に約款変更の機会を与えることを消費者団体に求めている(6編240条4項)。
訴訟の件数等	コストの問題から訴訟に発展する件数は少ない。交渉、ADRの活用が中心である。

イタリア

差止訴権の根拠法	〔消費者および利用者の権利に関する規律(1998年、消費者権利法)〕 〔民法(1994年改正)〕
請求主体	消費者団体
訴権の内容	〔消費者権利法〕 消費者及び利用者の利益を侵害する行為及び対応を抑制し、その有害な影響を正すまたは除去する適切な方策を求めることができる(5条1項)。 〔民法〕 消費者の利益を害する普通取引約款の不正条項に対する使用差止請求(1468条ノ6)。
損害賠償請求訴権	消費者団体による損害賠償請求権の行使は認められていないが、現在、導入に向けた議論がなされている。
適格団体の要件、登録・認定制度の有無(制度の内容)	〔消費者権利法〕 あらかじめ生活活動省(省庁再編前は工業、商業、職人省)が管理する名簿に登録していること 名簿登録要件: 3年以上の活動の継続、民主的基盤に基づく制度を有すること、営利目的でないこと、消費者及び利用者の保護を唯一の目的と定めた定款を有すること、全国人口の0.05%以上の登録者数、少なくとも5つの州または自治県に存在し、各州または自治県住民数の0.02%以上の登録者を有すること。少数言語民族の居住地域のみで活動している場合、その州・自治県住民の0.5%以上の登録者を有すること。会計管理の完備、等(第5条) 〔民法〕 条文上は「消費者団体」とだけ規定。具体的定義については、消費者権利法に準じて解釈されている。
登録制度の運用実態	生活活動省が登録の審査を行う。必要書類等、手続に関する細則の定めがある。活動のチェックについては、やや形式的。2004年1月現在、14団体が登録。
判決効果の及ぶ範囲、二重訴権の可否	〔消費者権利法〕 二重提訴については、民訴法の原則に従い、可能である(1998年法3条7項)。 判決効については、消費者個人の権利行使を妨げないとしており(同項)、訴訟当事者のみに及ぶ。 〔民法〕 民訴法の原則に従う。不当条項の差止につき、援用制度はない。
実効化に資する制度	判決の公表制度(消費者権利法3条1項c号、民法1468条ノ6)、罰則(消費者権利法5-bis条)
濫訴の防止	訴訟を提起する前に、相手方に差止要請を行う必要がある(消費者権利法3条5項)。不当訴訟については、名誉毀損等の一般法理で対応。
適格消費者団体への支援	消費者団体に行うプロジェクトに対する補助金支給あり。 リストに記載された団体に対しては、出版活動に対する便宜供与あり(消費者権利法6条)。
警告・事前交渉・仮処分可否、要件	訴訟を提起する前に、相手方に差止要請を行う必要がある(消費者権利法3条5項)。 訴訟提起前に調停手続を行うことも可能(消費者権利法3条2項)。仮処分も可能である(消費者権利法3条6項)。
訴訟件数等	訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。ADRの活用が主流。

EU諸国の消費者団体訴訟制度における訴権の種類・内容

	差 止 請 求		損害賠償請求
	不当な契約条項	消費者利益を損う違法行為	
ドイツ	不当約款条項の使用・推奨の差止、推奨の撤回請求（差止訴訟法1条）	消費者保護法規違反行為に対する差止請求（差止訴訟法2条） 不正競争行為の差止請求（不正競争防止法8条）	消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求（法律相談法） 事業者が不当に得た利益を国庫に納付させる請求（不正競争防止法）
フランス	デクレで禁止された違法条項の差止（民事訴権） 不当条項の差止（不正行為差止訴権）	刑罰の科される消費者保護法規に違反する行為の差止（民事訴権） 一定の消費者保護法規違反行為に対する差止請求（不正行為差止訴権） 刑罰の科されない消費者保護法規に違反する行為について、先行する消費者個人の訴訟に参加して行う差止請求（訴訟参加）	刑罰の科される消費者保護法規に違反する行為・違法条項の使用に対する損害賠償請求（民事訴権） 消費者個人の損害賠償請求権の委任に基づく請求（共同代理訴権）
イギリス	不公正条項の使用の差止請求（1999年不公正条項規則）	消費者保護法規違反行為に対する差止請求（Enterprise Act 2002）	競争法違反につき、消費者個人の損害賠償請求権の委任に基づく請求（Enterprise Act 2002）
オランダ	不当約款条項の不当宣言、使用・促進の差止、使用推奨の撤回請求（民法6編240条）	他者の持つ同種の利益の保護のため、あらゆる消費者保護法規違反に対して訴え提起可能（民法3編305条）	消費者個人の損害賠償請求権の代理及び委任に基づく請求
イタリア	不当約款条項の使用に対する差止（民法1468条ノ6）	消費者の利益を侵害する行為及び対応に対する差止請求（消費者権利法5条1項）	認められていない